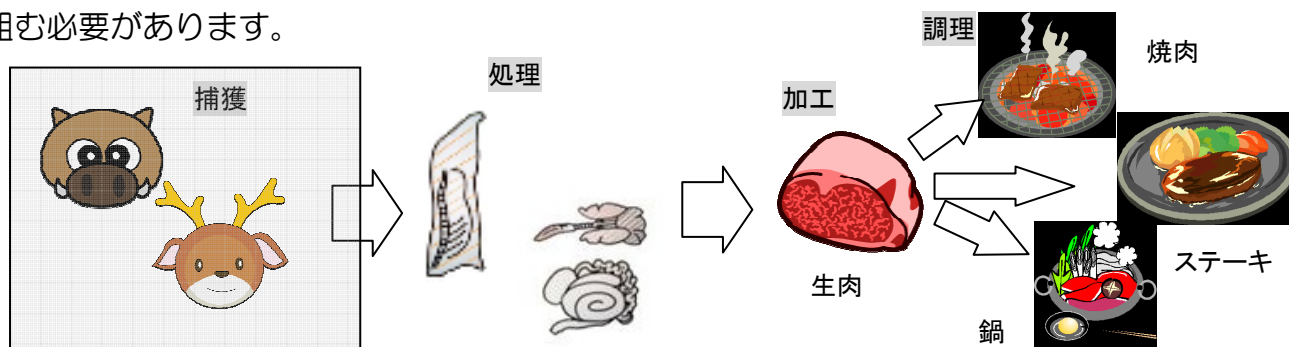


狩 猟 者 の た め の

野生鳥獣肉衛生管理ガイドライン

生態系バランスを保持するため、また、農林水産業の被害を軽減させるために捕獲されたイノシシやニホンジカ、カモなどの野生鳥獣を食肉として有効に活用するためには、狩猟から処理、販売、そして消費者まで、衛生的で安全な食肉の取扱いに取り組む必要があります。

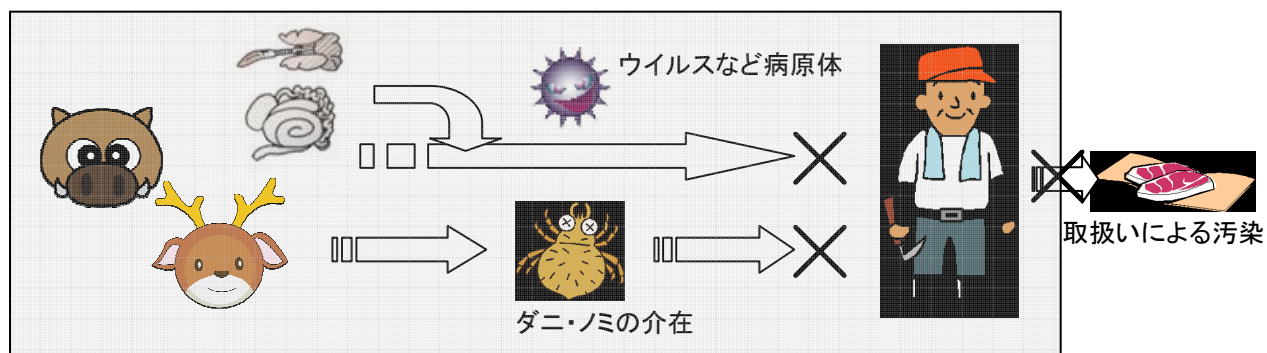


注意しなければならないことは、野生鳥獣やその肉は、牛や豚などの家畜と違って、飼養管理されたものではないことや、と畜場や食鳥処理場で公的な検査を受けることなく流通、取引きされていることから、取扱いや食べることに伴う動物由来感染症や食中毒の発生など衛生上のリスクが高いことです。

○ 野生鳥獣の取扱いで注意しなければならないことは？

まず、野生動物を狩猟者が捕獲し、とさつ、放血、搬送するときに、野生鳥獣から人（狩猟者）に感染する動物由来感染症を防ぐことです。野生鳥獣は、愛玩動物や家畜と違って衛生的な飼養管理がされておらず、どのような病原体を保有しているかわからないため、狩猟者や処理業者は特に注意が必要です。

動物由来感染症の人への感染経路は大きく分けると、病気を持っている野生鳥獣の血液等から直接感染する場合と、ダニ等から間接的に感染する場合があります。



狩猟者や処理業者は、血液等を介する動物由来感染症の感染を予防するため、覆いをするなど運搬時に周囲を血液等で汚染しないように注意してください。

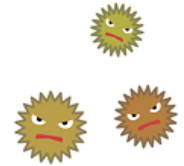
また、ダニ等の衛生害虫を介する感染を予防するために、捕獲個体を取扱う際は、長袖、長ズボン、手袋などを着用して、できる限り直接触れないようにしましょう。

○ 野生鳥獣の肉の取扱いや食べることで、注意しなければならないことは？

野生鳥獣肉を食用として活用するうえでの主なりスク（危害）は感染症と食中毒です。

感染症や食中毒の原因を分類すると、

- ① 野生鳥獣が元々病気等を持っている場合
- ② とさつ、解体及び加工の作業で食肉に病原性細菌などが付着し、汚染する場合



の2つが考えられます。

①は、特殊な病気でない限り、しっかりと加熱することで感染の危険性は除去されます。

②は、正しい作業手順で行うことにより、汚染を避けることができます。

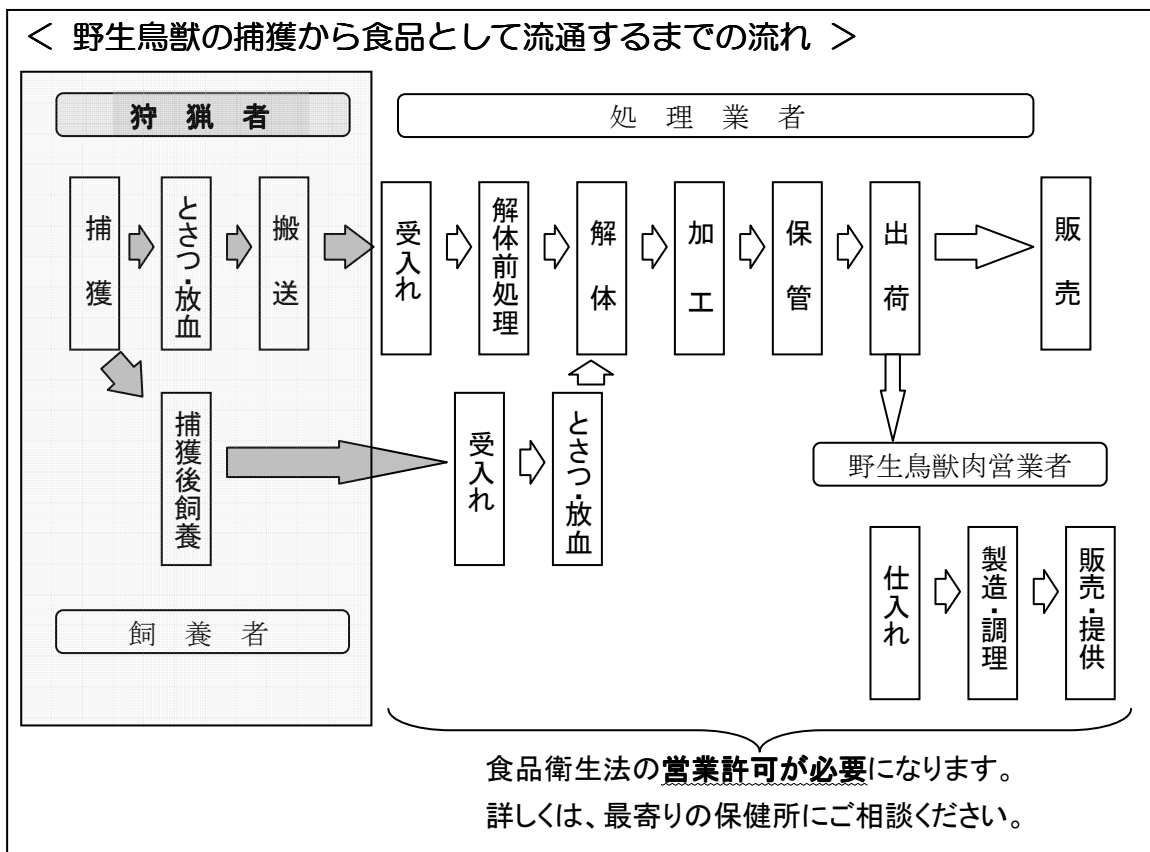
この2つのことに留意して取り組むことで、野生鳥獣肉を食する場合の食中毒や感染症を防ぐことができます。



○ 作業工程別の衛生管理

1 作業工程区分

安全な野生鳥獣肉を流通させるためには、捕獲者や処理業者等の野生鳥獣肉に係わるすべての者が、それぞれの工程において守るべき事項をよく理解し、お互いの意思疎通を図りながら連携して衛生的な取扱いを行うことが必要です





○ 狩猟者が作業工程で注意すべきこと

(1) 捕獲

- ① 散弾（スラッグ弾を除く。）による銃猟で捕獲された個体は、銃弾が食用部位に残る可能性が高いことから、食用に供しないこと。
- ② 腹部内臓を撃ち抜いた個体については、食中毒原因菌等により汚染されている可能性があるため、食用に供しないこと。
- ③ 狩猟者がとさつをする時点で、すでに死亡している野生鳥獣は食用に供しないこと。
- ④ 野生鳥獣の外見に、次のような衛生上問題となる異常を発見したときは、その野生鳥獣肉を食用に供しないこと。また、屋外において次のような異常を発見した野生鳥獣は、処理施設への搬入は行わないこと。

ア 脱毛が著しいもの

イ 削瘦の著しいもの

ウ 奇形が見られるもの

エ 体表に水疱やびらん、潰瘍等が多数形成されているもの

オ 下痢により臀部付近が著しく汚れているもの

カ 皮下に高度の化膿巣又は潰瘍が3か所以上認められるもの

キ その他見ただ目で明らかな異常が見られるもの

外見の異常がある鳥獣を排除！

・病原体をつけない

ふやさない

死滅させる



- ⑤ 食肉用として供する場合は、捕獲した野生鳥獣の個体1頭ごとに個体管理番号を付し、各個体に荷札等でラベリングするとともに、その番号を記録簿に記載すること。

(2) とさつ・放血

とさつは、処理施設内で行ってください。ただし、野生動物を銃猟する場合又はわな猟で捕獲した野生動物を、やむを得ず屋外でとさつをする場合には、狙撃部位は、頭部、首、胸部周辺とすることを遵守してください。

放血は、処理施設内で行ってください。ただし、やむを得ず捕獲現場等の屋外で実施する場合は、狩猟又は捕獲した場所において、出来る限り短時間の内に放血を行い、速やかに処理施設に搬入してください。

- ① 放血に使用するナイフ等は、使用する直前に消毒すること。
- ② 皮等の切開は、開口部が最小限となるよう行い、開口部が汚染されないように取り扱うこと。
- ③ 胸部を撃った個体については、前胸部（首の付け根、第一助骨付近）を切開し、胸腔内に溜まった血液を十分に排出すること。

(3) 搬送・解体

捕獲した野生鳥獣は、内臓を摘出せずに処理施設に搬入してください。解体は、処理施設で行い、狩猟現場等の屋外では行わないようにしてください。ただし、内臓を摘出しないで搬入することにより衛生上の支障を生じる恐れがあり、やむをえず放血現場等の屋外で内臓を摘出する場合は、次の事項を遵守してください。

- ① 摘出した内臓は、ビニール製等の不浸透性容器に入れて、速やかに、と体とともに処

理施設に搬入すること。

- ② と体及び摘出した内臓を、処理施設へ速やかに搬入できない場合は、冷却装置等を用いて冷却に努めること。
- ③ 処理施設への搬送時の損傷防止及び損傷に伴う細菌汚染の防止に努めること。
- ④ 狩猟者が野生鳥獣を処理業者等に引き渡すときは、その個体のとさつ、放血、やむをえず内臓を摘出した場合は内臓摘出にかかる情報等を処理業者等に提供すること。

(4) 野生動物を食肉用として飼養する場合



捕獲した野生鳥獣及び繁殖させた野生鳥獣を食肉用として、とさつするまでの間、飼養する場合は、次の事項を遵守してください。

- ① 医薬品を使用した野生鳥獣の肉は食用に供しないこと。ただし、使用した医薬品が当該個体に残留していないことが判明している場合はこの限りでない。
- ② 飼養する野生鳥獣に医薬品を使用した場合には、使用した個体ごとに医薬品名、使用年月日、使用量を記録しておくこと。
- ③ 飼養する野生鳥獣を食用に供するため処理業者に出荷する場合は、その個体にかかる医薬品の使用履歴に関する情報を提供すること。

< 安全な食肉を供給するためのポイント！ >

捕獲した野生鳥獣の外見をよく観察することが一番大切！

観察しなければならないことは…

- ・ 高熱を呈していないか
- ・ 全身のまひなど神経症状を呈していないか
- ・ 跛行や歩様の蹠踵など異常はないか
- ・ 著しい異常鼻漏・鼻汁、流涎、発咳はないか
- ・ 著しくダニ類が寄生している、又は著しい脱毛はないか
- ・ 著しい削瘦はないか
- ・ 顔面その他に異常な形を有していないか
- ・ 口腔、口唇、舌、乳房、蹄等に水泡やびらん、潰瘍等を多数形成していないか
- ・ 著しい下痢はないか
- ・ 皮下に多数の膿瘍が認められないか

参考様式を使って
チェック！



< ガイドラインの食品に関する問い合わせ先 >

名 称	所 在 地	電話番号
東讚保健福祉事務所 衛生課	さぬき市津田町津田 930 番地 2	0879(29)8272
中讚保健福祉事務所 衛生課	丸亀市土器町東八丁目 526 番地	0877(24)9964
西讚保健福祉事務所 衛生課	観音寺市坂本町七丁目 3 番 18 号	0875(25)4383
小豆総合事務所 衛生課	小豆郡土庄町湊崎甲 2079-5	0879(62)1374
食肉衛生検査所 精密検査課	坂出市江尻町 1355 番地	0877(45)5132
高松市保健所 生活衛生課	高松市桜町一丁目 10 番 27 号	087(839)2865
香川県健康福祉部生活衛生課	高松市番町四丁目 1 番 10 号	087(832)3179

野生鳥獣衛生管理記録（狩猟者用）

No. 狩一

1 野生鳥獣個体情報

受入日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
個体管理番号	No.		
種類			
個体性別	オス ・ メス	個体年齢	幼齢 ・ 成年齢
個体体重	kg		
飼養期間	有（ 日間） ・ 無		
特記事項			

2 捕獲・放血に係る情報

捕獲日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
捕獲場所			
捕獲の方法			
捕獲者（飼養者）	氏名：	狩猟登録・捕獲許可 番号	
	連絡先：		
放血実施の有無	有 ・ 無		
放血日時	平成 年 月 日 午前・午後 時 分		
放血場所			
捕獲個体の冷却			
飼養された鳥獣 については、動物 用医薬品の使用 履歴	使用の有無	有 ・ 無	
特記事項			

3 とさつ又は放血前に確認すべき事項

確認の方法	捕獲者等からの聞き取り ・ 確認実施	
高熱を呈していないか	有 ・ 無	
全身のまひなど神経症状を呈していないか	有 ・ 無	
跛行や歩様の蹠踵など異常はないか	有 ・ 無	
著しい異常鼻漏・鼻汁、流涎、発咳はないか	有 ・ 無	
著しくダニ類が寄生している、又は著しい脱毛はないか	有 ・ 無	
著しい削瘦はないか	有 ・ 無	
顔面その他に異常な形を有していないか	有 ・ 無	
口腔、口唇、舌、乳房、蹄等に水泡やびらん、潰瘍等を多数 形成していないか	有 ・ 無	
著しい下痢はないか	有 ・ 無	
皮下に多数の膿瘍が認められないか	有 ・ 無	
確認結果	適 ・ 不適	備考